

35

川越都市計画事業
(仮称)日高市旭ヶ丘松の台土地区画整理事業
環境影響評価調査計画書
概要版

令和元年6月

日 高 市

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
1.1 都市計画決定権者の名称及び住所	1
1.2 事業者の名称及び住所	1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	3
2.1 都市計画対象事業の名称	3
2.2 都市計画対象事業の目的	3
2.3 都市計画対象事業の実施区域	4
2.3.1 対象事業地の位置	4
2.3.2 対象事業地の概況	7
2.4 都市計画対象事業の規模	8
2.5 都市計画事業の実施期間	8
2.6 都市計画対象事業の実施方法	8
2.6.1 土地利用計画	8
2.6.2 進出予定企業の業種	10
2.6.3 道路計画	10
2.6.4 供給施設計画	10
2.6.5 処理施設計画	10
2.6.6 廃棄物処理計画	10
2.6.7 交通計画	10
2.7 工事計画	11
2.7.1 工事工程	11
2.7.2 資材運搬等の走行経路	11
2.7.3 工事中における環境保全対策	12
第3章 調査項目	15
3.1 環境影響要因の把握	15
3.2 調査・予測・評価の項目	15
3.3 項目選定の理由及び根拠	17

第4章 調査の方法	21
4.1 大気質	23
4.2 騒音・低周波音	31
4.3 振動	37
4.4 悪臭	41
4.5 水質	44
4.6 水象	48
4.7 動物	50
4.8 植物	54
4.9 生態系	56
4.10 景観	58
4.11 自然とのふれあいの場	62
4.12 史跡・文化財	64
4.13 日照阻害	65
4.14 電波障害	67
4.15 廃棄物等	69
4.16 温室効果ガス等	70
第5章 環境の保全についての配慮事項	73
5.1 公的な計画及び指針との整合性	73
5.2 回避または低減の配慮を図るべき地域	80
5.2.1 法律または条例の規定により指定された地域	80
5.2.2 その他の配慮すべき地域	80
5.3 対象事業の立地回避が困難な理由	83
5.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由	83
5.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由	83
5.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討	84
第6章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地	85
6.1 受託者の名称	85
6.2 代表者の氏名	85
6.3 主たる事務所の所在地	85

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図を複製したものである。(承認番号 令元情複、144号)

承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院長の承認を得なければならない。

第 1 章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び住所

名 称：日高市

代表者の氏名：日高市長 谷ヶ崎 照 雄

所 在 地：埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

1.2 事業者の名称及び住所

名 称：日高市

代表者の氏名：日高市長 谷ヶ崎 照 雄

所 在 地：埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

第2章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称：川越都市計画事業

(仮称)日高市旭ヶ丘松の台土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類：土地区画整理事業

2.2 都市計画対象事業の目的

「川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（埼玉県、平成29年1月27日）の基本理念においては、「高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたいくなるような魅力あるまちづくりを進める。」とされ、「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（日高市、平成28年6月）の「【東部地区】地域別構想」においては、対象事業実施区域（以下、計画区域という）の周辺部において北側と東側が産業・工業系ゾーンに位置づけられ、西側が農業系地域に位置づけられている。

計画区域が所在する地域は、首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2つのICが立地するほか、国道407号バイパスの整備が現在進むなど、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域であり、将来的には、国道407号バイパスの整備がより進み、自動車交通による利便性が更に高まることが期待されている。

また、計画区域の周辺においては、商業施設や病院などの市民生活に欠かせない施設が存在し、地域が活性化する資質が整いつつある。

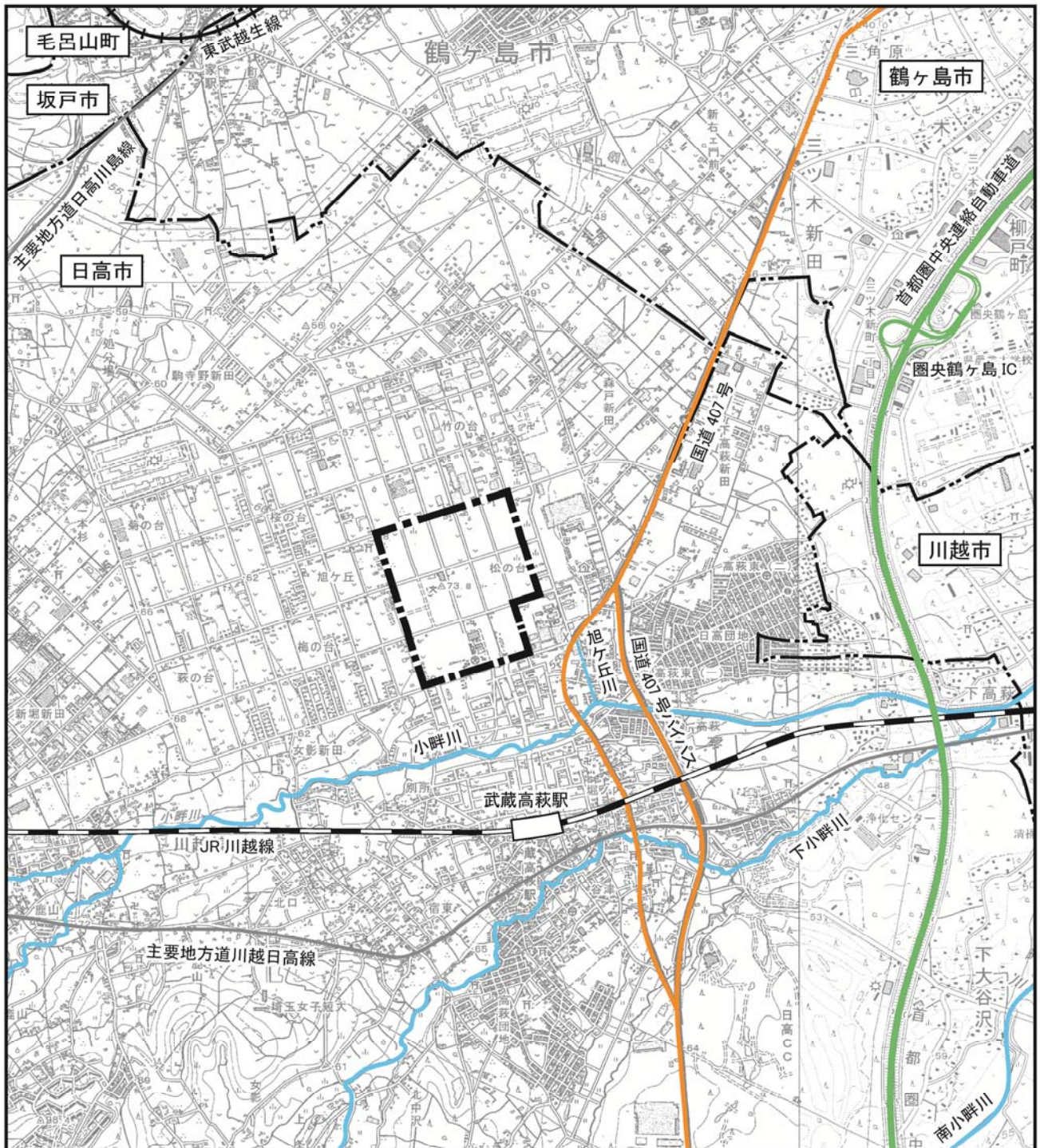
本事業は、これらの立地特性を最大限に活用し、土地区画整理事業により地域住民の生活環境や計画区域内などの学校環境との調和や利便性への配慮を行いながら新たな雇用の創出などによる地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 対象事業地の位置

計画区域の位置は、図 2.3-1 に示すとおりであり、計画区域及び周辺の状況は、写真 2.3-1 に示すとおりである。

計画区域は、日高市の北東部、大字旭ヶ丘に属しており、計画区域東側敷地境界から約 2km に圏央鶴ヶ島インターチェンジ（以下、IC という）、約 400m には国道 407 号があり、計画区域南側敷地境界から約 700m に JR 武蔵高萩駅、約 400m に小畔川がある。



凡 例

- | | | | |
|-------|------------|-------|-----|
| ■■■■ | 計画区域 | —— | 河 川 |
| | 市 界 | —+—+— | J R |
| ———— | 高速道路 | | 私 鉄 |
| ———— | 一般国道 | | |
| ———— | 主要地方道、一般県道 | | |

図2.3-1 対象事業実施区域(計画区域)の位置





凡 例

— — — 計画区域

出典：「簡易空中写真 平成27年4月撮影」（国土地理院 地理院地図）

写真2.3-1 空中写真

0 100 200 400m



2.3.2 対象事業地の概況

(1) 土地利用の状況

計画区域の土地利用は、主としてグラウンドを主体とした人工改変地であり、一部教育施設（小学校、高等学校）が立地している。また、主要幹線道路である計画区域東側の国道 407 号沿線には、事業用地や工場用地などが存在している。

(2) 自然環境

計画区域は、主としてグラウンドを主体とした人工改変地であり、敷地内の植生はその区割りなどの一部に屋敷林などがあるものの、まとまった樹林地は分布していない。

また、計画区域周辺では、戸建て住宅と畑地が、モザイク状に形成されており、雑草路傍群落等の草地や荒れ地が分布している。

(3) 特に配慮を要する施設

計画区域内には、日高市立高萩北小学校、県立日高高等学校が立地している。

計画区域周辺には、東側に旭ヶ丘病院、北西側に日高どろんこ保育園、日高市立高萩北中学校が立地している。

まとまった住宅地は、計画区域南側の JR 武蔵高萩駅との間の武蔵高萩駅北土地区画整理事業と、国道 407 号東側の日高団地がある。

(4) 地形

計画区域の標高は、55.1m～60.1mと高低差が約 5mで、ほぼ平坦な地形となっている。

(5) 計画区域周辺の状況

計画区域の流末は計画区域内及び周辺の街路排水に流入し、計画区域南東側の一級河川小畔川支流の旭ヶ丘川に流れている。

計画区域周辺の道路状況は、計画区域東側には、国道 407 号や首都圏中央連絡自動車道、関越自動車道が通っており、圏央鶴ヶ島 IC や鶴ヶ島 JCT が位置している。また、計画区域東側の国道 407 号は、バイパスの整備が進められている。さらに、計画区域南側には土地区画整理事業に伴う都市計画道路高萩駅北通線等が整備中である。

(6) 計画区域周辺の開発の状況

計画区域南側の JR 武蔵高萩駅との間の高萩地区では、土地区画整理事業により新たな住宅地が整備中である。

そのほか、圏央鶴ヶ島 IC 東側では、埼玉県農業大学校及び農林総合研究センター園芸研究所鶴ヶ島試験地の跡地において、「（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業」が施行中である。

2.4 都市計画対象事業の規模

本事業の規模は約 35.15ha である。

2.5 都市計画事業の実施期間

本事業の実施期間は、表 2.5-1 のとおり予定している。

表 2.5-1 対象事業計画の実施期間

項目	年度					
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
環境影響評価 (評価書までの手続き)	■					
造成工事			■			
建築工事						■

2.6 都市計画対象事業の実施方法

2.6.1 土地利用計画

現時点での計画区域の土地利用計画は、表 2.6-1 及び図 2.6-1 に示すとおりである。

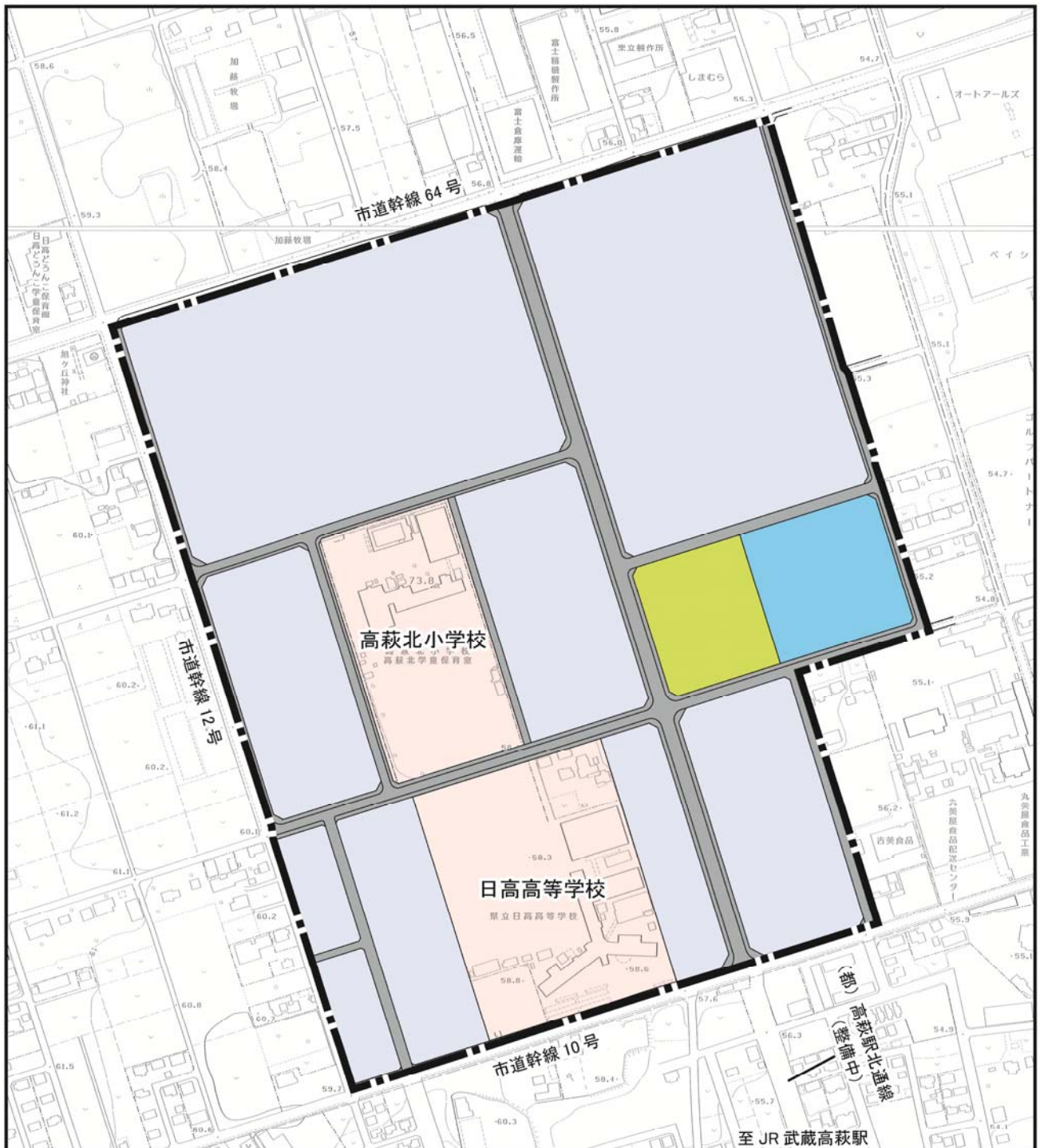
計画区域の道路は、南北方向の幹線道路を JR 武蔵高萩駅駅前から北に伸びる都市計画道路と計画区域北側の市道幹線 64 号を接続するよう配置して計画区域への主な進入口とし、また、計画区域西側の住宅地から計画区域東側の商業施設等へのアクセス動線を確保するため、東西方向の幹線道路を骨格道路として配置する計画である。

計画区域内に整備する公園は、近隣の居住者や地区内の就業者等の利用を想定し、幹線道路の交差点付近に配置し、調整池は、地形を踏まえて計画区域内の東側に配置する計画である。

宅地は、産業用地を幹線道路に面した配置を基本とするほか、住宅地は区画道路に対してゆとりある街区とする計画であり、学校用地は現況の用地を維持することを基本とする計画である。

表 2.6-1 土地利用計画

名称		面積 (ha)	割合 (%)	備考
道路		約 3.96	約 11.3	
公園		約 1.06	約 3.0	
調整池		約 1.30	約 3.7	
宅地		約 22.98	約 65.4	産業用地、住宅地
教育施設	日高高等学校	約 3.45	約 9.8	現況
	高萩北小学校	約 2.40	約 6.8	現況
合計		約 35.15	100.0	



凡例







-  計画区域
-  道路
-  公園
-  調整池
-  宅地 (産業用地、住宅地)
-  教育施設

図2.6-1 土地利用計画図



2.6.2 進出予定企業の業種

現時点で想定している企業の業種は、表 2.6-2 に示すとおりである。

表 2.6-2 想定される進出企業の業種

	業 種
想定される進出企業	各種製造業、流通業

2.6.3 道路計画

計画区域内に、幅員 14.0m～18.0m の幹線・補助幹線道路や、4.0m～9.5m の区画道路及び歩行者専用道路等を配置する計画である。

2.6.4 供給施設計画

(1) 給水

市整備の既設配水管より計画区域に供給を受ける計画である。

(2) ガス供給

ガス供給会社と協議し、計画区域に都市ガスの供給を受ける計画である。

(3) 電力供給

電力小売会社と協議し、計画区域に電力の供給を受ける計画である。

2.6.5 処理施設計画

(1) 汚水排水

汚水排水については、公共下水道に放流する計画である。

(2) 雨水排水

雨水排水については、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づいた能力を有する調整池を計画区域内に 1 箇所設置し、雨水流出量の抑制を図った上で旭ヶ丘川に放流する計画である。

2.6.6 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理は、進出企業ごとに個別に適切な処理を行う計画である。

2.6.7 交通計画

供用時の各進出企業の関係車両は、すべて国道 407 号及び国道 407 号バイパスを経て首都圏中央連絡自動車道の圏央鶴ヶ島 IC や狭山日高 IC にアクセスする経路が想定される。

そのため、計画区域から国道 407 号及び国道 407 号バイパスには、計画区域北側の市道幹線 64 号を用いる計画である。

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

概略の工事工程は表 2.7-1 に示すとおりである。

計画区域の造成に係る工事は、2021 年度から 2023 年度の約 3 年を予定している。

計画区域は概ね平坦な地形であり、計画区域周辺の道路と同程度の高さである。造成計画は、計画区域を区分して、計画区域内の学校や計画区域内を通過する歩行者・自動車などに配慮しながら、段階的に施工する計画である。

表 2.7-1 概略工事工程

	2021 年度		2022 年度		2023 年度	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半
準備工		▶				
調整池工		■				
埋設管工・道路工		■	■	■	■	
公園・宅地造成工				■	■	■

2.7.2 資材運搬等の走行経路

資材運搬等の車両の主要な走行経路は、計画区域東側の国道 407 号及び国道 407 号バイパスを利用し、計画区域北側の市道幹線 64 号及び計画区域南側の市道幹線 10 号を利用して入・出庫させる計画である。

2.7.3 工事中における環境保全対策

(1) 大気質

① 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

- ・ 建設機械については、環境配慮型（低排出ガス対策型）の機種の使用に努める。
- ・ 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

- ・ 資材運搬等の車両は、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

③ 造成等の工事に伴う大気質への影響

- ・ 造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。

(2) 騒音・振動・低周波音

① 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

- ・ 建設機械については、環境配慮型（低騒音型・低振動型）の機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 病院や学校等の保全対象施設に近い箇所で行う工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

(3) 水質・水象

- ・ 工事中に発生する濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。
- ・ 必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる。
- ・ 造成箇所は速やかに転圧等を施す。
- ・ コンクリート製品を使用する場合はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を控える。

(4) 土壌・地盤

- ・ 汚染が確認された場合は、埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づき、適切に処理を行う。
- ・ 汚染土を搬入することが無いように搬入土を適切に管理する。
- ・ 地盤性状にあわせた適切な工法により工事を行う。
- ・ 工事中においては、必要に応じて地盤沈下量、変形等を観測する。

(5) 生物（動物、植物、生態系）

- ・ 建設機械については、環境配慮型の機械を使用するよう努める。
- ・ 計画区域内の緩衝緑地については、計画区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・ 計画区域内に保全すべき動物種や植物種が確認された場合は、種の特性を踏まえつつ、必要に応じて改変区域外へ移植等の環境保全措置を検討し、工事における影響の低減を図る。
- ・ 工事中に発生する濁水は沈砂池等に一旦貯水し、土粒子を十分に沈殿させた後、上水を放流する。また、必要に応じて土砂流出防止対策等を講じる。
- ・ 保全すべき動物の移動経路などが確認された場合は、その移動経路の保存や移設等の環境保全措置を必要に応じて検討する。
- ・ 計画区域内の緩衝緑地については、計画区域周辺の樹林地等の状況を踏まえて樹種等の選定を行う。
- ・ 植栽樹種は出来るかぎり現存植生等の構成種を選定する。

(6) 自然とのふれあいの場

① 建設機械の稼働

- ・ 建設機械の集中稼働が生じないように、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・ 造成箇所や仮設道路から粉じんが飛散しないよう、必要に応じて散水を行い、工事区域を出る車両のタイヤの洗浄等の対策を講じる。
- ・ 公園等の自然とのふれあいの場に近い箇所での工事を行う場合は、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。

② 資材運搬等の車両の走行

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。

(7) 廃棄物等

- ・ 工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。
- ・ 工事中における残土は、事業内で再利用等を図る。

(8) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械は、可能な限り低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を使用するよう努める。
- ・ 建設機械の集中稼働が生じないよう、計画的かつ効率的な工事計画を検討する。
- ・ 建設機械のアイドリングストップや過負荷運転を抑制する。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

② 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 資材運搬等の車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を適切に実施する。

第3章 調査項目

3.1 環境影響要因の把握

「第2章 都市計画対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事があげられ、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働、自動車交通の発生があげられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工 事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存 在	造成地の存在 施設の存在
	供 用	施設の稼働 自動車交通の発生

3.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「工業団地・流通業務施設」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

本事業においては、表 3.2-1 に示すとおり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の 16 項目を選定した。

表 3.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表（工業団地・流通業務施設）

影響要因の区分		工事			存在・供用					
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生	
調査・予測・評価の項目						工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物		○	○		○		○	○
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物					○			
		浮遊粒子状物質		◎	◎		○		○	○
		微小粒子状物質					○		○	○
		炭化水素							○	○
		粉じん		○	○	○				
		水銀等(水銀及びその化合物)						×		
	その他の大気質に係る有害物質等						○			
	騒音・低周波音	騒音		○	○		○		○	○
		低周波音					○			
	振動	振動		○	○		○		○	○
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度					○			
		特定悪臭物質								
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量					×	×	
			浮遊物質量			○				
			窒素及び燐					×		
			水温							
			水素イオン濃度			◎				
			溶存酸素量							
		底質	その他の生活環境項目					×		
			健康項目等							
			強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量							
	地下水の水質	底質に係る有害物質等					×			
		地下水の水質に係る有害項目					×			
	水象	河川等の流量、流速及び水位					○			
		地下水の水位及び水脈					×			
温泉及び鉱泉										
堤防、水門、ダム等の施設										
土壌	土壌に係る有害項目					×				
地盤	地盤沈下				×					
地象	土地の安定性			×	×					
	地形及び地質(重要な地形及び地質を含む。)				×					
	表土の状況及び生産性				×					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種		○		○				
		保全すべき種			○	○				
	植物	植生及び保全すべき群落			○	○				
緑の量				×						
生態系	地域を特徴づける生態系		○		○					
人と自然との豊かなふれあいの場の確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				○	○			
		眺望景観					○			
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場		○		×	×	×		
	史跡・文化財	指定文化財等				×				
		埋蔵文化財				○				
	日照障害	日影の状況					○			
	電波障害	電波受信状況					○			
	風害	局所的な風の発生状況								
	光害	人工光又は工作物による反射光								
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			○		○	○	
残土				○						
雨水及び処理水						○	○			
温室効果ガス等		温室効果ガス		○	○	○	○	○		
	オゾン層破壊物質					×				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量		×	×	×				

凡例

- ：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」であり、選定することとした項目
- △：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「事業特性、地域特性により選定する項目」であり、事業特性、地域特性から選定することとした項目
- ◎：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」または「事業特性、地域特性により選定する項目」ではないが、事業特性、地域特性から選定することとした項目
- ×：技術指針の「工業団地・流通業務施設」における「標準的に選定する項目」または「事業特性、地域特性により選定する項目」であるが、現時点で不要とした項目

3.3 項目選定の理由及び根拠

本事業における調査・予測・評価の項目として、表 3.2-1 において選定することとした理由は表 3.3-1～3.3-2 に、選定しないこととした理由は表 3.3-3 に示すとおりである。

表 3.3-1 調査・予測・評価の項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由		
大気質	二酸化窒素 又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	二酸化硫黄 又は硫黄酸化物	供用	進出企業の施設の稼働に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
		浮遊粒子状物質	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスによる影響が考えられる。
	供用		進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	微小粒子状物質	供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	炭化水素	供用	自動車交通の発生に伴う排ガスによる影響が考えられる。	
	粉じん	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う粉じんによる影響が考えられる。	
その他の大気質 に係る有害物質等	供用	有害物質を排出する企業が進出してくる可能性があり、その場合、施設の稼働に伴う排ガスによる影響が考えられる。		
騒音・低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音による影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音による影響が考えられる。	
	低周波音	供用	進出企業の施設の稼働に伴う低周波音による影響が考えられる。	
振動	振動	工事	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う振動による影響が考えられる。	
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動による影響が考えられる。	
悪臭	臭気指数 又は臭気の濃度	供用	臭気を排出する企業が進出してくる可能性があり、その場合、施設の稼働に伴う臭気による影響が考えられる。	
水質	公共用水域の水質	浮遊物質	工事	造成等の工事に伴う降雨時の濁水による影響が考えられる。
		水素イオン濃度	工事	造成等の工事（調整池の整備時のコンクリート打設）に伴うアルカリ排水による影響が考えられる。
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在	造成地の存在及び施設の存在に伴う雨水流出量の変化による影響が考えられる。	
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
		存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生息環境への影響が考えられる。	
植物	・保全すべき種 ・植生及び保全すべき群落	工事	造成等の工事に伴う保全すべき種及びその生育環境、並びに植生及び保全すべき群落への影響が考えられる。	
		存在	造成地の存在に伴う保全すべき種及びその生育環境、並びに植生及び保全すべき群落への影響が考えられる。	

表 3.3-2 調査・予測・評価の項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
		存在	造成地の存在に伴う地域を特徴づける生態系への影響が考えられる。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源 (自然的景観資源及び歴史的景観資源) ・眺望景観 	存在	造成地の存在及び施設の存在に伴う景観資源への影響、眺望景観の変化が考えられる。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う自然とのふれあいの場の利用環境等への影響が考えられる。
		存在・供用	造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場の利用環境等への影響が考えられる。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在	計画区域内には既知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、隣接地に存在していることから影響を及ぼす可能性が考えられる。
日照障害	日影の状況	存在	計画区域及び周辺地域に住宅及び学校等が存在しており、施設の存在に伴い、日影の状況への影響が考えられる。
電波障害	電波受信状況	存在	計画区域及び周辺地域に住宅及び学校等が存在しており、施設の存在に伴い、電波受信状況への影響が考えられる。
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事に伴い、建設廃材等の廃棄物の発生が考えられる。
		供用	進出企業の施設の稼働に伴い、廃棄物の発生が考えられる。
	雨水及び処理水	供用	進出企業の施設の稼働に伴う雨水及び処理水の発生による影響が考えられる。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生が考えられる。
		供用	進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生が考えられる。

表 3.3-3 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由	
大気質	水銀等 (水銀及びその化合物)	供用	石炭火力発電所、廃棄物焼却設備等、水銀等を排出する企業の誘致・進出は想定してない。
水質	公共用水域の水質	供用	進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水は、公共下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しない。
	底質		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	供用
水象	地下水の水位及び水脈	存在	計画区域及び周辺地域には、湧水や井戸はない。また、地下水を大量に揚水する企業の誘致・進出は想定してない。
土壌	土壌に係る有害項目	供用	土壌汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しないことから、進出企業に対し、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させる。
地盤	地盤沈下	存在	計画区域及び周辺地域は火山灰台地に位置し、ロームが広く分布していることから、軟弱地盤はない。 計画区域は主にグラウンドとして長期的に土地利用されている。また、県の調査によると、計画区域及び周辺地域には問題となる地盤沈下は発生していない。
地象	土地の安定性	工事	計画区域は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な盛土工事は実施しない。
		存在	計画区域は平坦な地形であり、本事業では斜面の安定計算を必要とするような大規模な盛土法面は出現しない。
	地形及び地質 (重要な地形及び地質を含む)	存在	計画区域内に学術上重要な地形及び地質は存在しない。
	表土の状況及び生産性	存在	計画区域は主にグラウンドとして長期的に土地利用されており表土の生産性は乏しい。なお、本事業は土地区画整理事業として産業系の土地利用を計画している。
植物	緑の量	存在	計画区域及び周辺地域は市街化調整区域であり都市的な地域ではない。また、計画区域は主にグラウンドとして長期的に土地利用されており緑地はほとんどない。さらに、本事業では、施行区域面積の3%を公園・緑地として確保する計画である。
廃棄物等	残土	工事	計画区域は平坦な地形を呈する人工改変地であり、調整池の設置にあたって掘削を行うが、発生土は原則として計画区域内で利用する計画であるため、余剰な土壌は発生しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在	計画区域内には指定文化財等は存在しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	供用	本事業では、フロン等のオゾン層破壊物質を大量に製造する企業の誘致・進出は想定してない。また、オゾン層破壊物質を含む空調機や冷凍冷蔵施設等を使用する進出企業に対しては、各種関連法令等に基づき適正に管理や廃棄等を徹底させることから、オゾン層破壊物質の漏洩はない。
放射線の量	放射線の量	工事	県の調査によると、計画区域周辺地域の空間放射線量測定結果は、対策基準値(毎時0.23マイクロシーベルト)を下回っている。また、工事中においては、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域への拡散・流出による影響は軽微であると考えられる。

4章 調査の方法

環境影響評価項目として選定した各項目の現況調査、予測及び評価の方法は、以下に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現況調査（現地調査）を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、日照障害、電波障害の13項目である。

各項目の現地調査の概要は表4-1(1)～(2)に示すとおりである。なお、史跡・文化財、廃棄物等及び温室効果ガス等の3項目については、現地調査は行わず、既存資料により現況把握を行う。

表4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
大気質	一般環境 大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 炭化水素 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	計画区域内1地点
		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	4季×1日24時間測定	計画区域内1地点
		降下ばいじん	4季×1ヵ月間測定	計画区域内1地点
	沿道環境 大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	主要道路沿道3地点
	気象	地上気象（風向、風速）	4季×7日間連続測定	計画区域内1地点 （一般環境大気質と同地点）
騒音・ 低周波音	騒音	環境騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	計画区域周辺地域1地点
		道路交通騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	主要道路沿道3地点
	低周波音	低周波音音圧レベル（G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル）	年2回（平日、休日） 各1日4回測定 （6～22時：3回、22～6時：1回）	計画区域内1地点 （環境騒音と同地点）
	道路交通	自動車交通量 （大型車、小型車、自動二輪車）	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	主要道路沿道3地点 （道路交通騒音と同地点）
振動	振動	環境振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	計画区域内1地点 （環境騒音と同地点）
		道路交通振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	年2回（平日、休日） 各1日24時間測定	主要道路沿道3地点 （道路交通騒音と同地点）
		地盤卓越振動数	年1回	主要道路沿道3地点 （道路交通振動と同地点）
悪臭	悪臭	臭気指数（濃度）	年1回（夏季）	計画区域内2地点

表 4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
水質	公共用水域の水質	浮遊物質量、水素イオン濃度	平常時（豊水期、渇水期、平水期）3回、降雨時1回	放流先河川2箇所
水象	河川等の流量、流速及び水位	河川等の流量、流速及び水位		
動物	動物	哺乳類、鳥類	春季、夏季、秋季、冬季	計画区域及び周辺地域約200mの範囲
		両生・爬虫類、昆虫類	春季、夏季、秋季	
植物	植物	植物相	春季、夏季、秋季	
		植物群落（植生）	秋季	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景観	景観	景観資源の状況、主要な眺望景観	春季、夏季、秋季、冬季	計画区域周辺地域約1kmの範囲
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の資源、周辺環境、利用状況、交通手段	春季	計画区域周辺地域約1kmの範囲
日照障害	日照障害	日影の状況	年1回（冬至日前後）	計画区域及び周辺地域
電波障害	電波障害	電波受信状況	年1回	計画区域及び周辺地域

4.1 大気質

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 大気質の状況

(ア) 一般環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素、微小粒子状物質（PM2.5）、有害物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の濃度及び降下ばいじんの量とする。

(イ) 沿道環境大気質

調査項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質（PM2.5）の濃度とする。

イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温及び湿度の状況とする。

ウ. 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

ア. 既存資料調査

(ア) 大気質の状況

大気質の状況については、一般環境大気測定局及び沿道環境大気測定局の測定データを整理する。

(イ) 気象の状況

風向、風速、気温、湿度については、一般環境大気測定局または気象観測所の測定データを整理する。大気安定度については一般環境大気測定局の日射量、雲量データを基に求める。

(ウ)大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(エ)その他の予測・評価に必要な事項

既存の大気汚染物質の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

大気質の状況（一般環境大気質、沿道環境大気質）及び気象の状況（地上気象（風向・風速））について、現地調査を実施する。

(ア)大気質の状況

一般環境大気質の現地調査方法は表 4.1-1 に、沿道環境大気質の現地調査方法は、表 4.1-2 に示すとおりである。

表 4.1-1 一般環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査（測定）方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法
二酸化硫黄 浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法
炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通達）に定める方法
微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に定める方法
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）に定める方法
降下ばいじん	ダストジャー採取、重量法

表 4.1-2 沿道環境大気質の現地調査方法

調査項目	調査（測定）方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に定める方法
炭化水素	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通達）に定める方法
微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に定める方法

(イ) 気象の状況

気象の状況の現地調査方法は、表 4.1-3 に示すとおりである。

表 4.1-3 気象の現地調査方法

調査項目	調査（測定）方法	観測高さ
地上気象（風向、風速）	「地上気象観測指針」（気象庁）に定める方法	地上約10m

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 大気質の状況

調査地点は、計画区域最寄りの一般環境大気測定局である日高測定局（日高市中鹿山 81、日高市高麗川南公民館内）及び自動車排出ガス測定局である鶴ヶ島測定局（鶴ヶ島市太田ヶ谷 617-18、国道 468 号首都圏中央連絡自動車道沿道）とする（図 5.2-1 参照）。

(イ) 気象の状況

調査地点は測定項目ごとに計画区域最寄りの一般環境大気測定局及び地域気象観測所とし、風向及び風速は日高測定局、大気安定度（日射量、雲量）は環境科学国際センター局（加須市上種足 914、埼玉県環境科学国際センター内）、気温及び湿度は毛呂山測定局（毛呂山町目白台 2-31-1、きつつき公園内）とする。

(ウ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 大気質の状況

a. 一般環境大気質

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

調査地点は、グラウンドと一部建物が混在する計画区域の環境を代表し、周辺の発生源からの影響が小さいと考えられる図 4.1-1 に示す計画区域内の 1 地点とする。

b. 沿道環境大気質

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

調査地点は、図 4.1-1 に示す工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路沿道の 3 地点とする。

(イ) 気象の状況

地上気象（風向、風速）の調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。調査地点は、周辺に建物等が立地しない平坦地形である図 4.1-1 に示す計画区域内の 1 地点（一般環境大気質の現地調査地点と同地点）とする。

④調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

大気質の状況については最新年から過去 5 年間とし、気象については最新の 1 年間とする。なお、当該 1 年間の風向、風速データが、平年と比べて異常でないことを確認するために、過去 10 年間分のデータを用いて異常年検定を行う。その他の項目については、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 大気質の状況

a. 一般環境大気質

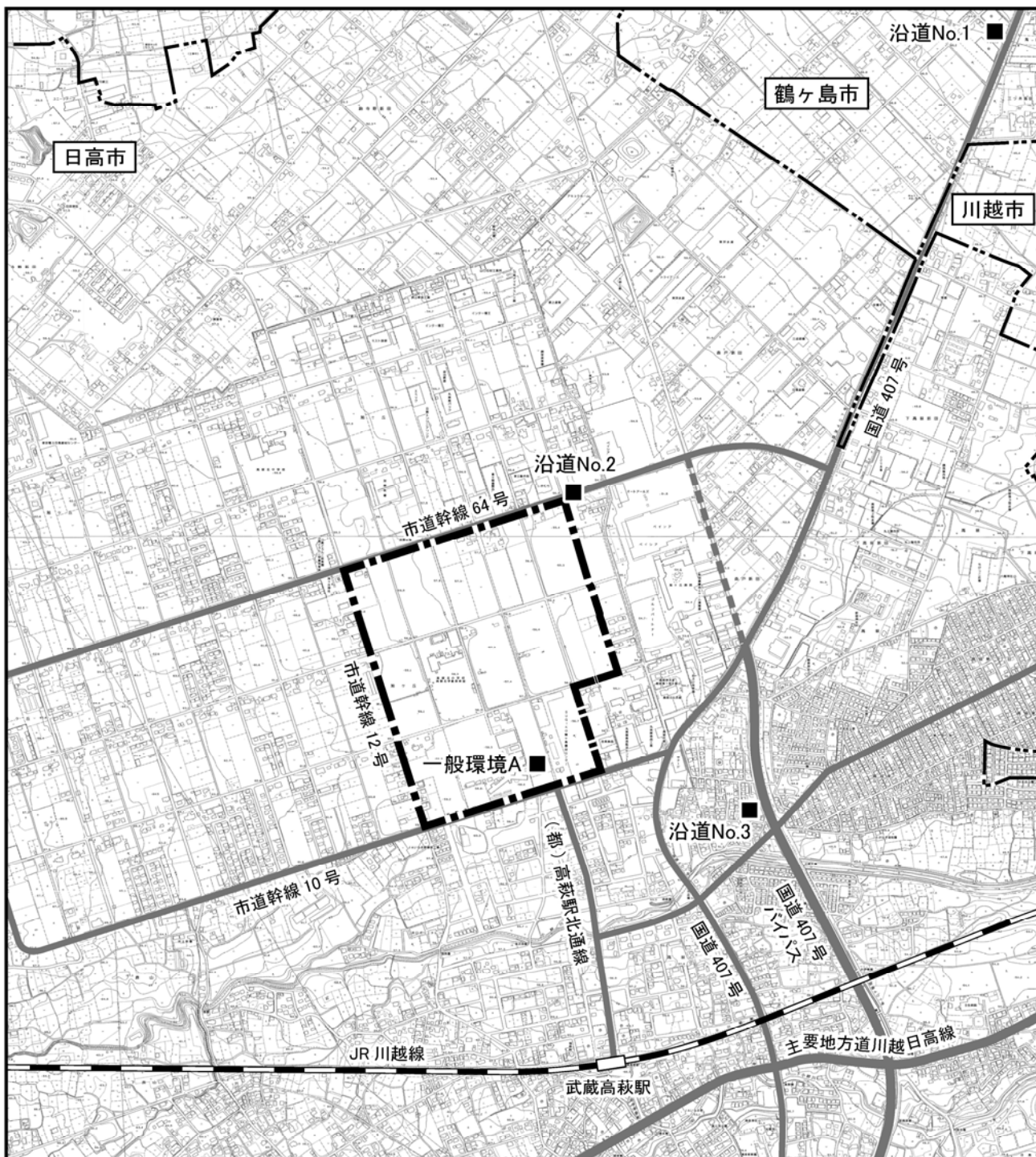
二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質は 4 季ごとに各 7 日間の連続測定、有害物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）は 4 季ごとに各 1 日 24 時間の測定、降下ばいじんは 4 季ごとに各 1 ヶ月間の測定とする。

b. 沿道環境大気質

二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素及び微小粒子状物質は、4 季ごとに各 7 日間の連続測定とする。

(イ) 気象の状況

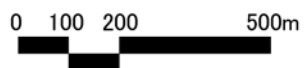
地上気象（風向、風速）は、4 季ごとに各 7 日間の連続測定（一般環境大気質と同時期）とする。



凡 例

- 計画区域
- 市 界
- 主要道路
- J R
- 大気質調査地点

図4.1-1 大気質調査地点位置図



(2) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度（長期平均濃度）の変化の程度とする。粉じんについては、降下ばいじん量が「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」以下であれば不快感の目安を大きく下回ると言われている※ことから、降下ばいじんの量を予測項目とする（以下、同様）。

※：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所/独立行政法人土木研究所）による。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度（長期平均濃度）の変化の程度及び降下ばいじんの量とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測項目は、降下ばいじんの量とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の濃度（長期平均濃度、短期高濃度）の変化の程度とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

予測項目は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素の濃度（長期平均濃度）の変化の程度とする。

②予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、大気拡散式（プルーム、パフ式）を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人土木研究所）に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

イ. 運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度については、工事計画から車両台数を設定し、大気拡散式（プルーム、パフ式）を用いて予測を行う。

なお、粉じんについては、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人土木研究所）に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所独立行政法人土木研究所）に基づく、降下ばいじん量を算出する方法により予測を行う。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

計画区域内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から排出条件を設定することによる拡散計算もしくは類似事例の解析を参考に予測を行う。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、大気拡散式（プルーム、パフ式）を用いて予測を行う。

③予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画区域周辺地域とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

予測地点は、沿道環境大気質の現地調査地点と同地点とし、道路端から約 200m の範囲とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

予測地域は、計画区域敷地境界の東西南北 4 方向の最大値出現地点各 1 地点とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

予測地域は、最大着地濃度出現地点を含む計画区域周辺地域とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

「イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響」と同様とする。

④予測時期

予測時期は、各予測項目の環境影響が最大となる時期、工事中及び供用時における各環境影響要因を合成し最大となる時期とする。

ア. 建設機械の稼働に伴う大気質への影響

建設機械の稼働による汚染物質排出量が最大となる時期とする。

イ. 運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 造成等の工事に伴う大気質への影響

造成工事の最盛期とする。

エ. 施設の稼働に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

オ. 供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

4.2 騒音・低周波音

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 騒音の状況

(ア) 環境騒音

調査項目は、環境騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) とする。

(イ) 道路交通騒音

調査項目は、道路交通騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) とする。

イ. 低周波音の状況

調査項目は、低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル) とする。

ウ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

エ. 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

オ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の騒音・低周波音の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

(ア) 騒音の状況

道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) について、自動車交通騒音実態調査結果等の既存資料データを整理する。

(イ) 道路交通の状況

自動車交通量について、全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査等の既存資料データを整理する。

(ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(エ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の騒音・低周波音の発生源の状況、環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

騒音の状況(環境騒音、道路交通騒音)、低周波音の状況及び道路交通の状況について、現地調査を実施する。

(ア) 騒音の状況

環境騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) 及び道路交通騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq}) について、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号) に定める「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731 (1999))」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

(イ) 低周波音の状況

低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル) について、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁) に準じて測定する。

(ウ) 道路交通の状況

自動車交通量はハンドカウンターを用いて、方向別、時間別、車種別 (大型車、小型車、自動二輪車) に計測する。併せて、道路構造を現地確認する。

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

騒音の状況及び道路交通の状況の調査地域は、計画区域周辺地域とする。また、音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 騒音の状況

a. 環境騒音

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

調査地点は、図 4.2-1 に示すとおり、計画区域周辺地域における環境騒音を代表し、かつ、学校が近接する計画区域の概ね中央の 1 地点とする。

b. 道路交通騒音

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

調査地点は、図 4.2-1 に示す工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路沿道の 3 地点とする。

(イ) 低周波音の状況

調査地域・地点は、環境騒音と同様とする。

(ウ) 道路交通の状況

調査地域は、道路交通騒音と同様とする。調査地点は、道路交通騒音の調査地点と同地点の道路断面とする。

④ 調査期間・頻度ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 騒音の状況

a. 環境騒音

調査期間・頻度は、年 2 回（平日、休日）、各 1 日 24 時間測定とする。

b. 道路交通騒音

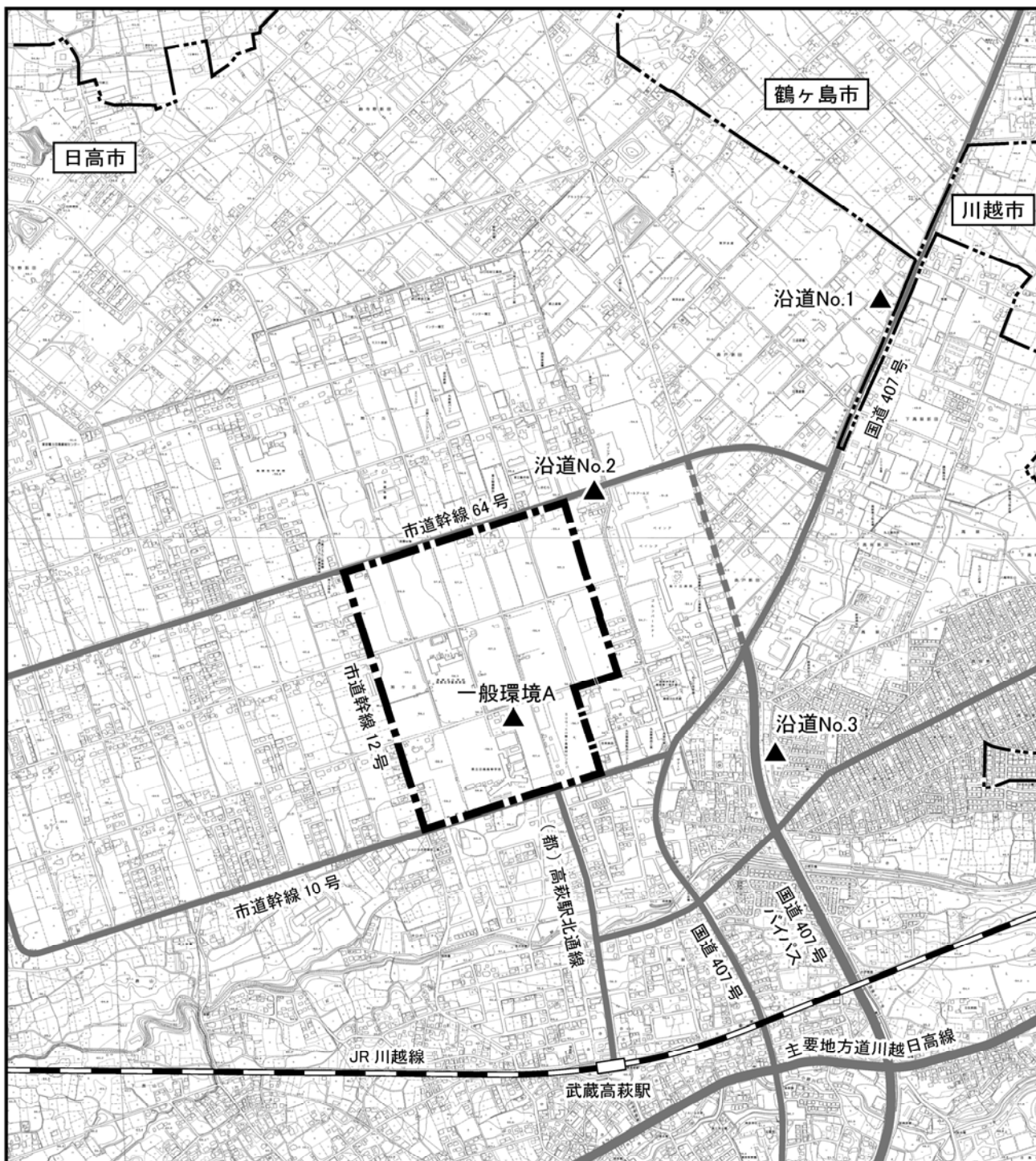
調査期間・頻度は、年 2 回（平日、休日）、各 1 日 24 時間測定とする。

(イ) 低周波音の状況

調査期間・頻度は、年 2 回（平日、休日）、各 1 日 4 回測定（6～22 時：3 回、22～6 時：1 回）とする（環境騒音と同日）。

(ウ) 道路交通の状況

自動車交通量の調査期間・頻度は、年 2 回（平日、休日）、各 1 日 24 時間測定とする（道路交通騒音と同時）。



凡 例

- 計画区域
- 市 界
- 主要道路
- J R
- 騒音・低周波音・振動調査地点

図4.2-1 騒音・低周波音・振動調査地点位置図

0 100 200 500m



(2) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、建設騒音レベル (L_{A5}) 及び環境騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) の変化の程度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測項目は、施設騒音レベル (L_{A5}) 及び環境騒音レベル (L_{Aeq}) とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測項目は、道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) の変化の程度とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測項目は、低周波音音圧レベルの変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

工事計画から車両台数を設定し、(社) 日本音響学会の交通騒音の予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて予測を行う。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

計画区域内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて騒音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式を用いて予測を行う。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、(社) 日本音響学会の交通騒音の予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて予測を行う。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

計画区域内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて低周波音発生源ごとの音響パワーレベルを設定し、音の伝ば理論式等を用いて予測を行う。

③ 予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画区域敷地境界から約 100mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居等とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

予測地域は、計画区域敷地境界から約 100mの範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居等とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

予測地域・地点は、道路交通騒音の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

予測地域は、計画区域敷地境界から約 100mの範囲とする。予測地点は周辺住居等とする。

④ 予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う騒音の影響

建設機械の稼働による騒音が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

オ. 施設の稼働に伴う低周波音の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

4.3 振 動

(1) 現況調査

①調査内容

ア. 振動の状況

(ア) 環境振動

調査項目は、環境振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90}) とする。

(イ) 道路交通振動

調査項目は、道路交通振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90}) とする。

イ. 道路交通の状況

調査項目は、道路の構造及び自動車交通量とする。

ウ. 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

調査項目は、振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

②調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、道路交通の状況（自動車交通量）については、「4.2 騒音・低周波音」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 振動の状況

道路交通振動レベル (L_{10}) について、自動車交通振動実態調査結果等の既存資料データを整理する。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況について、表層地質図等の既存資料を整理する。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の振動の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

振動の状況（環境振動、道路交通振動）及び振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況（地盤卓越振動数）について、現地調査を実施する。

なお、道路交通の状況（自動車交通量等）については、「4.2 騒音・低周波音」の現地調査結果を用いる。

(ア) 振動の状況

環境振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）及び道路交通振動レベル（ L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} ）について、「振動 規制法施行規則」（昭和 51 年、総理府令第 58 号）に定める「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準じて、JIS C 1510 に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況（地盤卓越振動数）

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）に示される方法に基づき、大型車単独走行時の振動加速度レベルを 1/3 オクターブバンド分析器により測定する。この測定結果から振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数を読み取り、これらを平均して地盤卓越振動数を求める。

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

振動の状況の調査地域は、計画区域周辺地域とする。また、振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 振動の状況

a. 環境振動

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

調査地点は、図 4.2-1 に示したとおり、計画区域周辺地域における環境振動を代表し、かつ、学校が近接する計画区域の概ね中央の 1 地点とする（「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査地点と同地点）。

b. 道路交通振動

調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

調査地点は、「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査地点と同様に、図 4.2-1 に示したとおり、工事中の資材運搬等の車両及び供用時の関連車両の主要な走行経路沿道の 3 地点とする。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況（地盤卓越振動数）

地盤卓越振動数の調査地域・地点は、道路交通振動と同様とする。

④調査期間・頻度ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 振動の状況

a. 環境振動

調査期間・頻度は、年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする（「4.2 騒音・低周波音」の環境騒音の現地調査と同日）。

b. 道路交通振動

調査期間・頻度は、年2回（平日、休日）、各1日24時間測定とする（「4.2 騒音・低周波音」の道路交通騒音の現地調査と同日）。

(イ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況（地盤卓越振動数）

調査期間・頻度は、年1回、大型車単独走行時に10回測定する。

(2) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、建設振動レベル（ L_{10} ）及び環境振動レベル（ L_{10} ）とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動レベル（ L_{10} ）の変化の程度とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測項目は、施設振動レベル（ L_{10} ）及び環境振動レベル（ L_{10} ）とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測項目は、道路交通振動レベル（ L_{10} ）の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

工事計画から建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、振動の伝ば理論式を用いて予測を行う。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

工事計画から車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

計画区域内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種既存資料や類似事例による原単位を用いて振動発生源ごとの振動レベルを設定し、振動の伝ば理論式を用いて予測を行う。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

進出予定企業の業種及び配置等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所）の道路交通振動の予測式を用いて予測を行う。

③予測地域・地点

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画区域敷地境界から約 100m の範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

予測地域は、計画区域敷地境界から約 100m の範囲とする。予測地点は、敷地境界上及び周辺住居とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

予測地域・地点は、道路交通振動の現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④予測時期等

ア. 建設機械の稼働に伴う振動の影響

建設機械の稼働による振動が最大となる時期とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響

資材運搬等の車両走行台数が最大となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う振動の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

エ. 供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

4.4 悪臭

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 悪臭の状況

調査項目は、臭気指数（濃度）とする。

イ. 気象の状況

調査項目は、風向、風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温及び湿度の状況とする。

ウ. 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

調査項目は、臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、既存の臭気の発生源の状況、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、気象の状況（風向、風速、大気安定度、気温、湿度）については、「4.1 大気質」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況

臭気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況について、地形分類図や地形図等の既存資料を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の臭気の発生源の状況、環境の保全についての配慮が特に必要な施設の分布状況、住宅の分布状況について、土地利用現況図や都市計画図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

悪臭の状況（臭気指数（濃度））について、現地調査を実施する。

なお、気象の状況（地上気象（風向・風速））については、「4.1 大気質」の現地調査結果を用いる。

(ア) 悪臭の状況

臭気指数（濃度）は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める方法に準じて測定する。

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査地点は、図 4.4-1 に示す計画区域内の 2 地点とする。

④調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

臭気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況及びその他の予測・評価に必要な事項の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 悪臭の状況

調査期間・頻度は、夏季 1 回とする。

(2) 予測

①予測内容

予測項目は、施設の稼働に伴う臭気指数（濃度）の変化の程度とする。

②予測方法

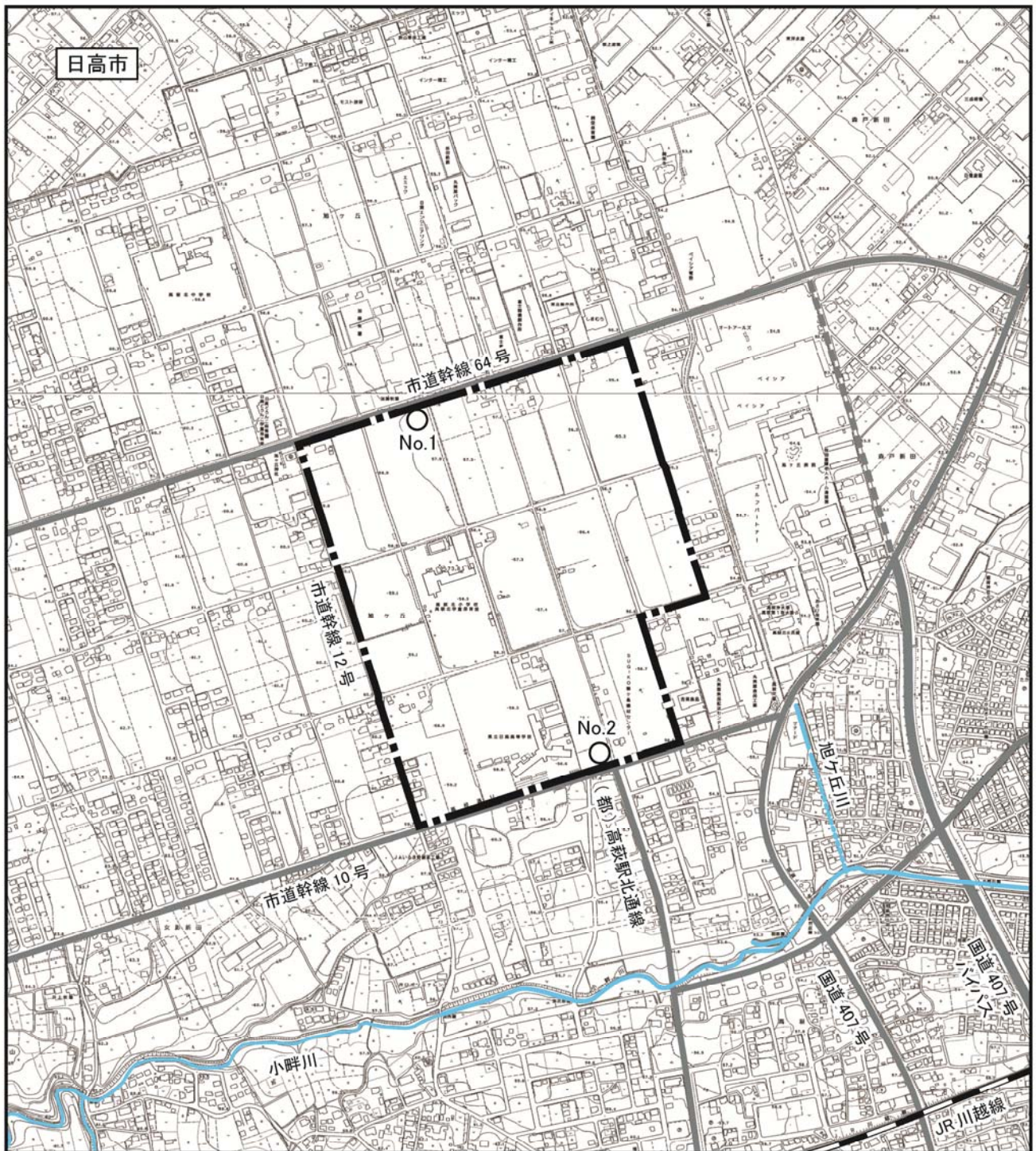
計画区域内の土地利用や進出予定企業の業種及び配置等を想定し、規制値等から悪臭の排出条件を設定し、大気拡散式（プルーム・パフ式）を用いて予測、または、類似事例の解析を参考に予測を行う。

③予測地域・地点

予測地域は、計画区域及び周辺地域とする。

④予測時期等

予測時期は、供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。



凡 例

-
- 計画区域
調査地点位置
- 主要道路
- J R
- 河 川

図4.4-1 悪臭調査地点位置図



4.5 水質

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 公共用水域の水質

調査項目は、浮遊物質量及び水素イオン濃度とする。

イ. 水象の状況

調査項目は、河川等の流量、流速及び水位とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、計画区域内の土壌特性、既存の発生源の状況、降水量、水利用及び水域利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査方法は、以下に示すとおりである。

なお、その他の予測・評価に必要な事項のうち降水量、水利用及び水域利用の状況については、「4.6 水象」の既存資料調査結果を用いる。

(ア) 公共用水域の水質

公共用水域の水質について、公共用水域及び地下水の水質測定結果等の既存資料を整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の濁水やアルカリ排水の発生源の状況については、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 公共用水域の水質

計画区域周辺河川で採水した試料は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号(平成28年改正)）に準拠して分析、整理する。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

土壌特性の状況については、計画区域内の土壌を採取し、室内試験（沈降試験）を行う。

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

(ア) 公共用水域の水質

計画区域に近接する河川は旭ヶ丘川であるが、調査結果がないことから、水質の調査地点は図 5.2-4 に示すとおり、日高市の河川水質・水生生物分析調査の地点とする。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

既存の濁水やアルカリ排水の発生源の状況の調査地域は、計画区域及び周辺地域とする。

イ. 現地調査

(ア) 公共用水域の水質

調査地点は、図 4.5-1 に示すとおり、工事に伴う造成時等において濁水の流入が考えられる放流先河川等の上流側、合流地点、下流側として小畔川の 5 箇所（小畔川別所橋、小畔川 R407 バイパス下流、旭ヶ丘川上流、旭ヶ丘川と小畔川の合流地点、小畔川小畔川橋）とする。

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

調査時の調査地点周辺における工事等の実施状況及び地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

④調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

公共用水域の水質は、平常時の豊水期、渇水期、平水期に各 1 回、降雨時 1 回とする。土壌特性の調査は適切な時期に 1 回実施する。



凡例

- 計画区域
- J R
- 河川
- 既設暗渠
- 暗渠 (放流予定ルート)
- 調査地点位置

図4.5-1 水質調査地点位置図



(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、造成等の工事に伴う公共用水域の水質（浮遊物質濃度及び水素イオン濃度）の変化の程度とする。

② 予測方法

濁水発生防止対策及びアルカリ排水防止対策を明らかにすることにより、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、公共用水域の水質の現況調査の地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、造成等の工事による濁水やアルカリ排水の影響が最大となる時期とする。

4.6 水象

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 河川等の流量、流速及び水位

調査項目は、河川等の位置、形状、流量、流速及び水位とする。

イ. 降水量等の状況

調査項目は、降水量、確率雨量とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、水利用及び水域利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

河川等の位置、形状については、地形図等の既存資料を整理する。

(イ) 降水量等の状況

降水量及び確率雨量については、気象観測所の測定データを整理する。

(ウ) その他の予測・評価に必要な事項

水利用、水域利用及び地下水利用の状況、洪水、土砂災害等の履歴については、水利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

「4.5 水質」で採水した河川断面において、横断面積と流速計による測定（JIS K 0094 8.4 及び JIS K 0094 8.5）に基づき流速及び流量を計測する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

河川等の流量、流速及び水位、その他の予測・評価に必要な事項の調査地域は、計画区域及び周辺地域の河川とする。降水量等の調査地点は、計画区域最寄りの気象観測所である日高観測所とする。

イ. 現地調査

調査地点は、図 4.5-1 に示したとおり、工事に伴う造成時等において濁水の流入が考えられる放流先河川等の上流側と下流側として小畔川の 2 箇所（小畔川別所橋、小畔川 R407 バイパス下流）とする。

④調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

(ア) 河川等の流量、流速及び水位

調査期間・頻度は、平常時の豊水期、渇水期、平水期に各1回、降雨時1回とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、造成地及び施設の存在による河川等の流量、流速及び水位の変化の程度とする。

② 予測方法

事業計画から雨水の浸透能（流出係数）の変化の程度や調整池等の能力、造成工事の掘削深度等を明らかにし、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域は、雨水流出量の変化が考えられる計画区域周辺河川（雨水放流先河川である小畔川）とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中とする。

4.7 動物

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 動物相の状況

調査項目は、生息種及び動物相の特徴とする。

イ. 保全すべき種の状況

調査項目は、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種、その他の貴重種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種の分布、生息環境等とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な動物相及び動物分布の状況、過去の動物相の変遷、地域住民その他の人との関わり方の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

動物相の状況、保全すべき種の状況、その他の予測・評価に必要な事項については、調査地域の動物相に関する既存資料を整理する。

イ. 現地調査

動物相の状況（哺乳類、鳥類、両生・爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物）、保全すべき種の状況について、現地調査を実施する。

(ア) 動物相の状況

調査範囲内を踏査し、出現する動物を記録する。現地で同定できない場合は、標本として持ち帰り、室内で同定を行う。

現地調査方法の詳細は、表 4.7-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 4.7-1(1) 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法	
哺乳類	フィールドサイン法	調査範囲内を任意に踏査し、個体の確認に努めるとともに、足跡、糞、食痕などのフィールドサインにおいて種の確認を行う。
	トラップ法※	調査範囲内に調査地点を設定し、シャーマンライブトラップを用いてネズミ等の小型哺乳類を捕獲し、種の確認を行う。

※ トラップ法については、農閑期にあたる冬季のみ実施する。

表 4.7-1(2) 動物相の現地調査方法

調査対象	調査方法	
鳥類	ラインセンサス法	あらかじめ設定したセンサスルート上を時速1.5～2kmで歩行し、センサスルート両側50m（片側25m）の範囲内に出現した鳥類の種類、個体数等を記録する。
	任意観察調査	調査範囲内を任意に踏査し、出現種を記録する。
両生・爬虫類	両生類・爬虫類の主な生息環境である水路等の水域や草地を中心に目視及び鳴き声による任意観察調査を行い、生息種及び生息状況を記録する。	
昆虫類	ライトトラップ法	調査範囲内に調査地点を設定し、光に集まるガ類や甲虫類等の昆虫類を捕獲する。
	ベイトトラップ法	調査範囲内に調査地点を設定し、地上徘徊性のオサムシ類、ゴミムシ類等を捕獲する。プラスチック製のコップを調査地点の地面に口が開くように埋め、一昼夜放置、誘引用の餌として、腐肉及び糖蜜等を用いる。
	ビーティング法	樹上に生息する昆虫類を捕獲するために、棒で樹木の葉や枝を叩き、落下する昆虫を採集する。
	スウィーピング法	草や葉上に生息する昆虫類を捕獲するために、捕虫網を草木の間で振り回し、そこに生息する昆虫を採集する。
	観察調査	目撃や鳴き声等により確認された種を記録する。

(イ) 保全すべき種の状況

計画区域及び周辺地域において注目すべき種として、主に草地及びわずかに残る樹林環境に依存する種により構成される動物相に留意して調査を行う。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画区域及び周辺地域 2km 程度の範囲を基本とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査範囲は、図 4.7-1 に示すとおり、計画区域及び周辺 200m の範囲を基本とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

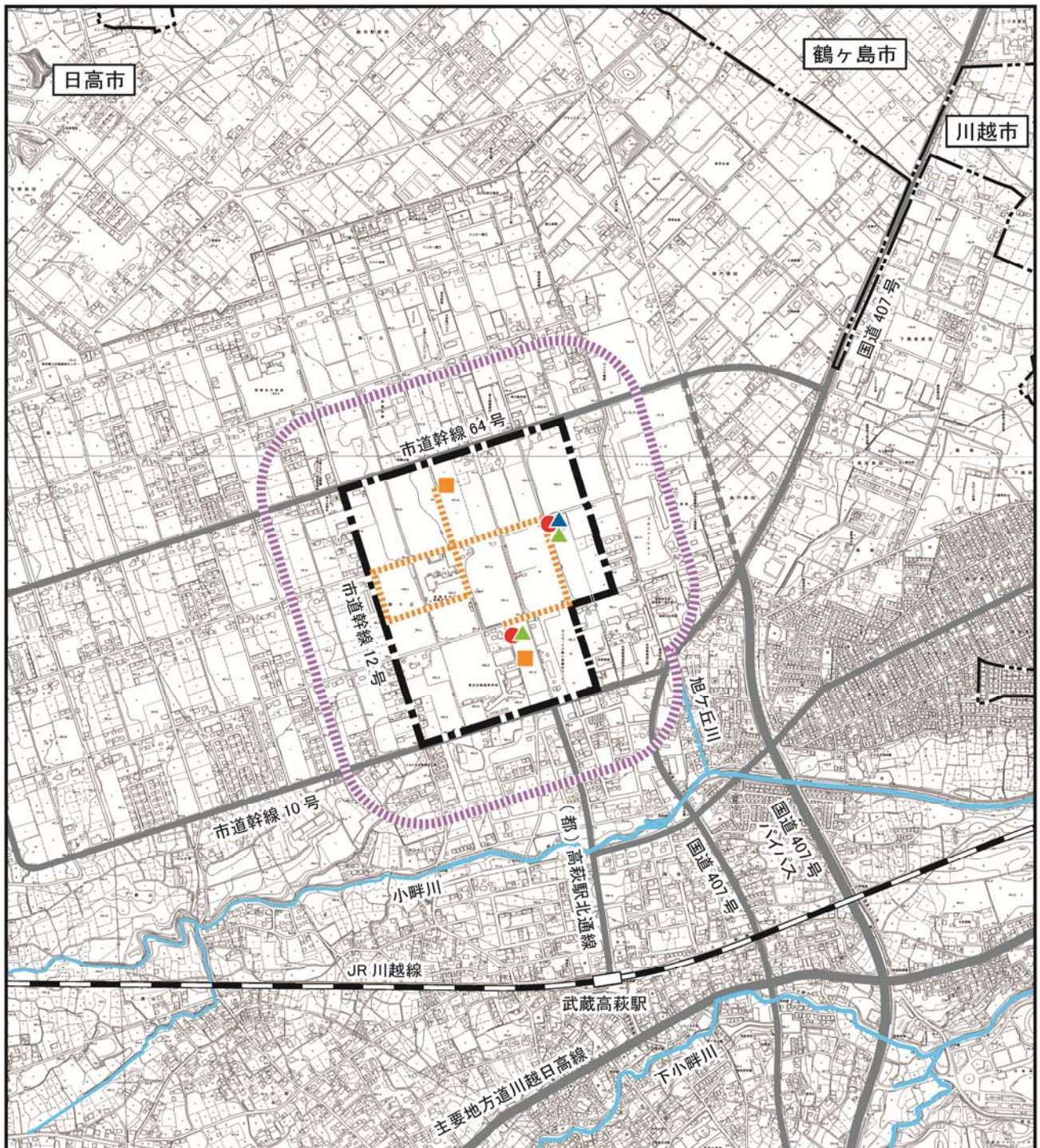
既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、表 4.7-2 に示すとおりである。

表 4.7-2 動物の現地調査の調査期間・頻度

調査項目	調査期間・頻度
哺乳類、鳥類	春季、夏季、秋季、冬季
両生・爬虫類、昆虫類	春季、夏季、秋季



凡 例

- | | | |
|-----------|------------------------|----------------|
| —●— 計画区域 | ⋯⋯ 動物・植物調査範囲(境界から200m) | ▲ 昆虫類(ライトトラップ) |
| - - - 市 界 | ● 哺乳類トラップ調査 | ▲ 昆虫類(ベイトトラップ) |
| — 主要道路 | ⋯⋯ 鳥類ラインセンサス | |
| — J R | ■ 鳥類定点調査 | |
| — 河 川 | | |

図4.7-1 動物・植物調査地点位置図

0 100 200 500m



(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と各項目の調査結果との重ね合わせにより予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

4.8 植物

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査項目は、シダ植物以上の高等植物を対象に植物の生育種、植物相の特徴とする。

イ. 植生の状況

調査項目は、群落の特徴と分布の状況とする。

ウ. 植生の基盤となる土壌の状況

調査項目は、土壌の生産性等とする。

エ. 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

調査項目は、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種、その他の貴重種及び地域住民その他の人と関わりのある種に留意して抽出した保全すべき種及び群落の分布、状況等とする。

オ. 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

調査項目は、保全すべき種及び群落が確認された場所の生育環境の特徴とする。

カ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、広域的な植物相及び植生の状況、過去の植生の変遷、地域住民その他の人との関わりの状況

② 調査方法

ア. 既存資料調査

生育種及び植物相の特徴、植生の状況、植生の基盤となる土壌の状況、その他の予測・評価に必要な事項等については、調査地域の植物相に関する既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 生育種及び植物相の特徴

調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物を記録する方法とする。なお、現地で確認できない場合は、標本として持ち帰り室内で同定を行う。

(イ) 植生の状況

現地踏査と航空写真判読による植生分布の確認を行い、主要な植物群落に調査地点を設定し、ブラウンブランケの全推定法によるコドラート調査を行う。

(ウ) 保全すべき種及び保全すべき群落の状況

保全すべき種の生育状況及び保全すべき群落の成立状況として、分布や個体数等について調査する。

(エ) 保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

保全すべき種及び群落が確認された場所の生育環境の特徴を調査する。

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査地域は、計画区域及び周辺地域 2km 程度の範囲を基本とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査範囲は、「4.7 動物」の調査範囲と同様に、図 4.7-1 に示したとおり、計画区域及び周辺 200m の範囲を基本とする。

④調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

植物相調査の調査期間・頻度は、春季、夏季、秋季の 3 回、植生調査は秋季の 1 回とする。

(2) 予測

①予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度、植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度とする。

②予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と各項目の調査結果との重ね合わせにより予測する。

③予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④予測時期等

予測時期は、造成等の工事の影響が最大となる時期及び供用時とする。

4.9 生態系

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定

地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位を設定し、環境単位ごとの動物、植物の種の構成、環境単位相互の関係及び周辺環境との関係を調査する。

イ. 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出

上位性、典型性、特殊性の視点から、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種を抽出する。

ウ. 着目種の生態

調査項目は、抽出した着目種の一般的な生態や行動圏、利用密度等とする。

エ. 着目種と関係種（着目種の生息・生育に関係する種）との関係

調査項目は、食物連鎖の関係等とする。

オ. 着目種及び関係種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況

調査項目は、地形、地質、土壌、水環境等の環境とする。

② 調査方法

「4.6 水象」、「4.7 動物」、「4.8 植物」等の現況調査結果を整理することを基本とし、生態系の基盤となる環境を類型区分し、各類型区分に依存する調査地域を特徴づける動植物（上位性、典型性、特殊性）の生息・生育状況から生態系の特徴を把握する方法とする。

③ 調査地域・地点

調査地域は、「4.7 動物」及び「4.8 植物」の調査範囲と同様に、図 4.7-1 に示したとおり、計画区域及び周辺地域 200m の範囲を基本とする。

④ 調査期間・頻度

調査期間・頻度は、「4.7 動物」及び「4.8 植物」の現況調査の調査期間・頻度と同様とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、工事の実施及び造成地の存在による着目種と関係種との関係への影響の程度、着目種及び関係種の生息・生育環境への影響の程度とする。

② 予測方法

本事業の計画による植生及び地形の改変と動物、植物の調査結果との重ね合わせにより得た情報をもとに予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、工事中及び供用時とする。

4.10 景観

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 景観資源の状況

調査項目は、自然的景観資源の位置、種類、規模、特徴等とする。

イ. 主要な眺望地点の状況

調査項目は、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性、眺望地点としての重要度とする。

ウ. 主要な眺望景観

調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）、眺望としての重要度等とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財、土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

景観資源の位置、種類、規模、特徴等については、観光パンフレット、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

主要な眺望地点の位置（計画区域からの距離や方角）及び利用状況については、観光パンフレット等の既存資料を整理する。

地域の景観特性、地形・地質、植物、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、地形図、地質図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 景観資源の状況

現地踏査により、眺望の対象となっている景観資源の状況を把握するとともに、景観写真の撮影を行う。

(イ) 主要な眺望地点の状況

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握する。

(ウ) 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、計画区域の見え方等を整理する。

③調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画区域周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜、範囲を広げる。

イ. 現地調査

(ア) 景観資源の状況

計画区域内とする。

(イ) 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

調査地域は、計画区域周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して景観資源等が分布する場合は、適宜、範囲を広げる。

なお、計画区域周辺は起伏のない平坦な地形であり、事業場や戸建住宅等の人工建造物も多く分布し、高層建築物の建築計画はないため、可視される眺望点は近景に限られることから、主要な眺望地点として写真撮影を行う調査地点は、図 4.10-1 に示す 6 地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間及び頻度は、春季、夏季、秋季、冬季の各 1 回とする。

(2) 予測

① 予測内容

ア. 景観資源

予測項目は、自然的景観資源の消滅のおそれの有無または改変の程度とする。

イ. 眺望景観

予測項目は、造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度とする。

② 予測方法

ア. 景観資源

本事業の計画と景観資源の調査結果との重ね合わせにより予測を行う。

イ. 眺望景観

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後（植栽が安定した時期）とする。

4.11 自然とのふれあいの場

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

調査項目は、自然とのふれあいの場の分布及び利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況とする。

イ. 自然とのふれあいの場の利用状況

調査項目は、自然とのふれあいの場の活動のタイプ、活動場所、活動に使用する資源、活動時間帯、活動季節、活動頻度、利用者数、利用方法とする。

ウ. 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

調査項目は、自然とのふれあいの場への主な交通手段、交通手段の経路周辺の環境条件とする。

エ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、周辺地域の土地利用の状況、交通網の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

自然とのふれあいの場の分布、利用状況、自然とのふれあいの場への主な交通手段、周辺地域の土地利用の状況及び交通網の状況については、観光パンフレットや地形図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

(ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等

自然とのふれあいの場の利用範囲、構成要素（自然、利用施設）の内容・特性、背景となる周辺環境の状況について、現地踏査により確認し、記録・整理する。

(イ) 自然とのふれあいの場の利用状況

自然とのふれあいの場の利用状況については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

(ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況

自然とのふれあいの場への主な交通手段の経路周辺の環境条件については、現地踏査により確認し、記録・整理する。

③ 調査地域・地点

ア. 既存資料調査

調査地域は、計画区域周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して自然とのふれあいの場が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

イ. 現地調査

調査地域・地点は、計画区域周辺地域 1km 程度の範囲を目安とする。1km の範囲に隣接して自然とのふれあいの場が分布する場合は、適宜範囲を広げる。

④調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、地域に存在する自然とのふれあいの場の特性を踏まえ、春季の1回とする。

(2) 予測

① 予測内容

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

予測項目は、工事の実施による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

イ. 造成地の存在、施設が存在、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響

予測項目は、造成地の存在、施設が存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度とする。

② 予測方法

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

工事計画及び工事中の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

イ. 造成地の存在、施設が存在、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響

事業計画及び供用時の他の項目の予測結果と自然とのふれあいの場の現況調査結果との重ね合わせにより、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響

造成工事の最盛期とする。

イ. 造成地の存在、施設が存在、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響

供用後の進出企業の事業活動が通常の状態に達した時期とする。

4.12 史跡・文化財

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 埋蔵文化財の状況

調査項目は、埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等のほか、種類、価値等とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

埼玉県教育委員会等から発行されている遺跡報告書などの資料収集・整理のほか、必要に応じて関係機関等へのヒアリングを行う。

③ 調査地域・地点

調査地域・地点は、埋蔵文化財包蔵地への影響が及ぼすおそれがあると想定される計画区域内とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

調査期間・頻度は、既存資料の入手可能な最新年とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とする。

② 予測方法

事業計画との重ね合わせによる推定により予測を行うとともに、環境保全措置の内容についても整理する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、埋蔵文化財包蔵地に改変が及ぶ可能性のある工事中とする。

4.13 日照阻害

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. 日影の状況

調査項目は、各季節において日影となる時刻、時間数とする。

イ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

日影となる時刻、時間数については、太陽の方位角、高度角に基づき机上検討により把握する。

イ. 現地調査

現地踏査により、地形、工作物の状況等を把握する。

③ 調査地域・地点

調査地域は、日影の影響が生じる可能性のある計画区域及び周辺地域とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

日影となる時刻、時間数については、春分、夏至、秋分及び冬至の日の4つの時点における机上検討とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、1回（冬至日前後）とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測項目は、周辺の住宅及び学校等への日影の変化の程度とする。

② 予測方法

事業計画、類似事例または既存知見に基づく推定により予測を行う。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設の完成後における春分、夏至、秋分及び冬至の日の4つの時点とする。

4.14 電波障害

(1) 現況調査

① 調査内容

ア. テレビ電波の発信状況

調査項目は、計画区域及び周辺で受信できる地上デジタル放送及び衛星放送の発信状況とする。

イ. テレビ電波の受信状況

調査項目は、計画区域及び周辺で受信できる地上デジタル放送及び衛星放送の受信状況とする。

ウ. その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況とする。

② 調査方法

ア. 既存資料調査

テレビ電波の発信状況は、(一社)日本 CATV 協会等から公開されている資料を収集・整理する。

地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査は、地形図、土地利用現況図等の既存資料を整理する。

イ. 現地調査

電界強度測定車を用いて路上調査を行う。

③ 調査地域・地点

調査地域は、想定される施設の存在により、テレビ電波の受信に影響を及ぼすおそれがあると認められる地域とし、調査地点は、テレビ電波受信への影響予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。

④ 調査期間・頻度

ア. 既存資料調査

テレビ電波の発信状況、地形、住宅の分布状況及び土地利用の状況の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とする。

イ. 現地調査

現地調査の調査期間・頻度は、1回とする。

(2) 予測

① 予測内容

予測内容は、電波障害の範囲、電波受信状況の変化の程度を予測する。

② 予測方法

電波障害（遮蔽障害）について理論式により計算する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とする。

④ 予測時期等

予測時期は、入居企業の施設が概ね完成した時期とする。

4.15 廃棄物等

(1) 予測

① 予測内容

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

予測項目は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とする。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

予測項目は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とする。

② 予測方法

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の業種及び配置、建築計画等を想定し、既存資料の建設廃棄物の排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後進出予定企業の業種及び施設の規模や事業規模等を想定し、既存資料の業種別の廃棄物排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行う。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理する。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測する。

③ 予測地域・地点

予測地域・地点は、計画区域内とする。

④ 予測時期等

ア. 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

進出予定企業の施設の建設工事の期間中とする。

イ. 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

ウ. 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

4.16 温室効果ガス等

(1) 予測

① 予測内容

ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況とする。

エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、温室効果ガスの種類ごとの排出量及び排出量削減の状況とする。

オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

予測項目は、二酸化炭素の排出量及び排出量削減の状況とする。

② 予測方法

ア. 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画から建設機械の種類、稼働台数を設定し、既存資料の燃料消費量の原単位や二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の排出量については、工事計画等から車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

ウ. 造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

二酸化炭素の吸収源及び吸収量の減少の状況については、現況の土地利用の状況から二酸化炭素の吸収源の有無を明らかにするとともに、工事計画や土地利用計画等を整理し、二酸化炭素の吸収源の改変面積や二酸化炭素の吸収原単位等を用いて予測する。

エ. 施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響

温室効果ガスの排出量については、進出予定企業の業種等を想定してエネルギー消費量等の活動量を設定し、温室効果ガスの排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

オ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響

進出予定企業の業種等を想定し、各種統計資料等を用いて業種ごとの発生集中車両台数や走行量を設定し、二酸化炭素の排出係数等を用いて予測する。

二酸化炭素の排出量削減の状況については、環境保全措置を明らかにしたうえで、その効果を考慮して予測する。

③予測地域・地点

建設機械の稼働、造成等の工事及び施設の稼働に伴う温室効果ガスの影響については、計画区域内とする。

資材運搬等の車両の走行及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については、計画区域及び車両の走行範囲とする。

④予測時期等

建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響については工事期間中、施設の稼働及び供用時の自動車交通の発生に伴う温室効果ガスの影響については供用後の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

第5章 環境の保全についての配慮事項

本事業の計画策定において、本調査計画書策定までの段階で、環境の保全について配慮した事項を以下に示す。

5.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び日高市によって策定されている公的な計画等のうち、本事業と関連のあるものは表 5.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、本事業において配慮することとした事項は表 5.1-2(1)～(6)に示すとおりである。

表 5.1-1 事業と関連のある公的な計画等

自治体	計画等の名称
埼玉県	埼玉県 5 か年計画-希望・活躍・うるおいの埼玉-（平成 29 年度～平成 33 年度）（平成 29 年 7 月）
	第 4 次埼玉県国土利用計画（平成 22 年 12 月）
	第 5 次埼玉県土地利用基本計画（平成 25 年 2 月）
	埼玉県環境基本計画（平成 29 年 3 月）
	第 2 次埼玉県広域緑地計画（平成 29 年 3 月）
	埼玉県景観計画（平成 19 年 8 月）
	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版）（埼玉県地球温暖化対策実行計画）（平成 27 年 3 月）
	第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成 28 年 3 月）
	第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）（平成 29 年 4 月）
日高市	第 5 次日高市総合計画後期基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度）（平成 28 年 3 月）
	日高市都市計画マスタープラン（改訂版）（平成 28 年 6 月）
	日高市環境基本計画（後期）（平成 28 年 3 月）
	（案）日高市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画（平成 31(2019)年度～平成 40(2028)年度）（平成 31 年 3 月）

表 5.1-2(1) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>埼玉県 5 か年計画 -希望・活躍・うるおいの埼玉- (平成 29 年度～平成 33 年度) (平成 29 年 7 月)</p>	<p>平成 29 年度からの 5 か年計画であり、3 つの将来像と全体計画として 11 の宣言を挙げている。また、分野別施策及び地域の施策展開を挙げている。</p> <p>【3 つの将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望と安心の埼玉 ・活躍と成長の埼玉 ・うるおいと誇りの埼玉 <p>【宣言と取組】(本事業に係る項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シニアの活躍推進 シニアが本人の意欲や希望に合わせ、貴重な「人財」としてその力を十分に発揮できるような社会の仕組みづくりを進める。まず、働く意欲があるシニアが働き続けられるよう、企業での環境づくりや就業支援を推進する。 ・稼ぐ力の向上 国、大学、研究機関などとの連携による先端産業の創出を進めるなどの取組により、成長可能性の高い分野の産業を本県において育成・集積し、「稼ぐ力」を高める。 <p>【分野別施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな産業の育成と企業誘致の推進 先端産業や今後成長が期待される産業の誘致、食品産業、自動車関連産業、流通加工業など埼玉の特性を生かした産業の誘致、豊かな田園環境と調和した産業基盤の整備 <p>【地域別施策(西部地域)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏央道周辺など交通利便性の高い地域において、市や民間と連携して周辺の自然や景観、農地・林地との調和に配慮した産業基盤整備と企業誘致を進めることを掲げ、主な取組として「まちの価値を高める土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進」等を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。 ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。
<p>第 4 次埼玉県国土利用計画 (平成 22 年 12 月)</p>	<p>県内の国土利用に関して、「ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用」の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内は、ゆとりのある街区形成に努めるとともに、可能な範囲でオープンスペースの確保にも努める。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。

表 5.1-2(2) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 5 次埼玉県土地利用基本計画 (平成 25 年 2 月)</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺地域は「圏央道地域」に属しており、関連する内容として、以下の事項が示されている。</p> <p>【圏央道地域の土地利用の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺の宅地と農地が混在する地域においては、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。 ・森林においては、地球温暖化防止や水源かん養機能など森林の有する多面的機能を持続的に発揮するため、機能に応じた森林整備を進める。 ・圏央道の沿線地域においては、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくりを推進し、多様な企業の集積を図り、地域の活性化を高める。 ・圏央道の沿線市町及び県が連携して圏央道 IC 周辺地域の資材置き場等の乱立による環境悪化の抑止に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。
<p>埼玉県環境基本計画 (平成 29 年 3 月)</p>	<p>5つの長期的目標（Ⅰ～Ⅴ）と、20の施策展開の方向が示されている。</p> <p>【長期的目標】</p> <p>Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新たなエネルギー社会の構築 2 地球温暖化対策の総合的推進 3 ヒートアイランド対策の推進 <p>Ⅱ 限りある資源を大切にす循環型社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 廃棄物の減量化・循環利用の推進 5 廃棄物の適正処理の推進 6 水循環の健全化と地盤環境の保全 <p>Ⅲ 恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 川の保全と再生 8 みどりの保全と再生 9 森林の整備と保全 10 生物多様性の保全 <p>Ⅳ 安心・安全な環境保全型社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 11 大気環境の保全 12 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止 13 化学物質・放射性物質対策の推進 14 身近な生活環境の保全 15 環境分野の災害への備えの推進 <p>Ⅴ 環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 16 環境と経済発展の好循環の創出 17 環境と共生する地域づくりの推進 18 連携・協働による取組の拡大 19 環境を守り育てる人材育成 20 環境科学・技術の振興と国際協力の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。

表 5.1-2(3) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第2次埼玉県広域緑地計画 (平成29年3月)</p>	<p>県内の広域緑地計画に関連して、以下の事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」 <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉を象徴する緑を守り育て、将来にわたって県民が緑の恩恵を享受できるよう、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成する。 <p>【緑のネットワーク形成方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑の核（コア）」をいかす ・「緑の拠点（エリア）」をつくる ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ <p>【新たな指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑を保全する ・緑を創出する ・緑を活用する <p>【地形別の配慮事項（台地）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点在する樹林地が適切に保全され、農地や市街地と調和した緑豊かな地域づくりが進められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。
<p>埼玉県景観計画 (平成19年8月)</p>	<p>県内の景観計画に関連して、以下の基本目標、基本方針が示されているほか、区域区分に応じた規制内容等が示されている。</p> <p>なお、対象事業実施区域及びその周辺は「山地・丘陵区域」に属している。</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田園と都市が織り成す美しい景観を守り、生かし、創造する。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり ・歴史と伝統が語られる景観づくり ・身近な生活環境を良くする景観づくり ・県民が主体となった景観づくり ・地域間の交流を進める景観づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・建築物の建築に際しては、景観形成基準に配慮するよう、進出企業に対して働きかける。
<p>ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050（改訂版） (埼玉県地球温暖化対策実行計画) (平成27年3月)</p>	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と7つの方向性が示されている。</p> <p>【削減目標】</p> <p>2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量を2005年比21%削減する。</p> <p>【7つのナビゲーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素型で活力ある産業社会づくり ・低炭素型ビジネススタイルへの転換 ・低炭素型ライフスタイルへの転換 ・低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換 ・低炭素で潤いのある田園都市づくり ・豊かな県土を育む森林の整備・保全（CO₂吸収源対策） ・低炭素社会への環境教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス（CO₂）の吸収源対策として、計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギーを推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。

表 5.1-2(4) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成 28 年 3 月)</p>	<p>【廃棄物処理に関して目指す方向性】 『廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会を目指して』</p> <p>【目標値】 ○事業系一般廃棄物 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10%削減した 48 万 8 千トンとする。 ○産業廃棄物 ・平成 32 年度の年間最終処分量の目標値を平成 25 年度より 10%削減した 17 万 5 千トンとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託することにより、適切に処理する。 ・進出企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。
<p>第 3 次田園都市産業ゾーン基本方針 (H29～H33) (平成 29 年 4 月)</p>	<p>圏央道 IC から概ね 5km の範囲内に位置する対象事業実施区域及びその周辺地域は、「田園都市産業ゾーン基本方針」が適用され、以下の事項が示されている。</p> <p>【産業基盤づくりの基本的方針】 [計画的な土地利用] ・埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用との健全な調和を図る [周辺環境との調和] ・埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指す。 [乱開発の抑止] ・開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。
<p>第 5 次日高市総合計画後期基本計画 (平成 28 年度から平成 32 年度) (平成 28 年 3 月)</p>	<p>日高市は、基本構想では「笑顔と元気を 未来(あした)へつなぐ 緑きらめくまち 日高」を将来都市像に掲げ、この基本構想を具現化するために、3つの「まちづくりの基本理念」と5つの「まちづくりの基本目標」を掲げ、その達成に向けて取り組んでいる。</p> <p>■基本理念 ・緑いっぱい ここにしかない ふるさと自慢のまちづくり ・笑顔いっぱい みんな生き生き 思いやりのまちづくり ・元気いっぱい 人と企業の集う 活力のあるまちづくり</p> <p>■基本目標 ・自然を守り歴史を伝える 憩いのまち ・健やかでやさしさあふれる ふれあいのまち ・心豊かな人を育む 学びのまち ・快適に暮らせる 安心・安全のまち ・地の利を生かす にぎわいのまち</p> <p>このうち、「地の利を生かす にぎわいのまち」では、首都近郊に位置し、鉄道や国・県道が整備され、圏央道 IC に近接するという恵まれた立地条件を生かした活力みなぎるまちづくりに取り組むとし、基盤整備と企業誘致を推進し、地域の活性化を図るとしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域内は、ゆとりのある街区形成に努めるとともに、可能な範囲でオープンスペースの確保にも努める。 ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。

表 5.1-2(5) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>日高市都市計画マスタープラン（改訂版） （平成 28 年 6 月）</p>	<p>【高萩市街地】地域別構想</p> <p>○地区内共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途地域の見直しや地区計画の活用などによる良好な居住環境の確保 ・未整備な住宅地における都市機能の確保 ・狭あい道路の改善と日常生活を支える道路の補修・整備 ・安心して歩ける歩行空間の確保 ・バス路線の確保と充実 <p>○土地利用の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ①武蔵高萩駅を中心とした都市機能の向上（武蔵高萩駅周辺） ②閑静な住宅街など良好な居住環境の確保（住居系） ③駅周辺、沿道型や身近な商業環境の確保（商業系） ④必要な基盤を確保しつつ、周辺環境に配慮した工業系土地利用の確保（工業系） <p>特に、高萩市街地北部の市街化調整区域産業・工業系ゾーンについては、市街化区域に隣接した地区における適切な土地利用の誘導と都市機能の向上を図るため、周辺の農業環境に配慮し、都市計画道路の配置など計画的な基盤整備を前提として民間開発による工業系市街化区域の拡大を誘導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。 ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。
<p>日高市環境基本計画（後期） （平成 28 年 3 月）</p>	<p>日高市の望ましい環境像「自然と文化と環境のまち 日高」の実現に向けて、I～IVの基本目標と①～⑧の取組方針により、環境保全と想像に向けた展開を図るとしている。</p> <p>I 山と水と生き物に囲まれたまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水と緑を保全しよう ②生き物を大切にしよう <p>II 健康で安心・安全に暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ③公害のないまちをめざそう ④きれいで清潔なまちにしよう <p>III 文化的で心地よく過ごせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤くつろぎのある空間をつくろう <p>IV 地球のことを考えて行動するまち</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑥地球のことを意識した生活を送ろう ⑦資源循環型のライフスタイルを実践しよう ⑧大切な環境を考え行動する人を育てよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業に対して、エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境保全への配慮を促す。 ・進出企業に対して、温室効果ガス等の排出抑制に努めるよう働きかける。 ・工事中や供用後の車両の走行等に伴い、大気汚染、騒音・振動等の環境保全上の支障が生じないように適切に配慮する。 ・計画区域内は、ゆとりのある街区形成に努めるとともに、可能な範囲でオープンスペースの確保にも努める。 ・計画区域内の公園整備に際しては、緑と親しみが持てるよう配慮する。 ・計画区域内の緑地の整備は、外周緑地の創出に努める。 ・進出企業に対して、地域の雇用促進を促す。

表 5.1-2(6) 公的な計画等を反映した配慮事項

計画等の名称	本事業に関連する内容	本事業における配慮事項
<p>日高市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 (平成 31 年 3 月)</p>	<p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理は現行の委託方式を今後も継続しつつ、安定的な処理方法を確立する ・ごみ減量は、ごみの発生抑制について、重点的に取り組む ・不法投棄対策は、再発防止のため、投棄物の早期撤去と定期的なパトロールに取り組む <p>○事業系ごみの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度である 2028 年度には、2017 年度の 1 人 1 日あたり排出量の 186g から 5%減とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・進出企業の事業活動に伴う廃棄物は、個別に適正に処理を行うよう働きかける。

5.2 回避または低減の配慮を図るべき地域

5.2.1 法律または条例の規定により指定された地域

環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況は表 5.2-1 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、鳥獣保護区（特定猟具使用禁止区域（銃））、地下水採取規制区域、都市地域、市街化調整区域、農業地域、景観計画区域（一般課題対応区域）に指定されている。

5.2.2 その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）の法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-1 環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

指定地域		指定等の有無		関係法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域		
自然保護	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	○	埼玉県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護地区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
特定猟具使用禁止区域(銃)		○	○		
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土防 災	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法	
	砂防指定地	×	×	砂防法	
	保安林	×	×	森林法	
	河川区域	×	○	河川法	
	河川保全区域	×	×		
	土砂災害警戒区域	×	×	土砂災害防止法	
	地下水採取規制地域		×	×	工業用水法
		×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	
土地利 用	都市地域		○	○	都市計画法
		市街化区域	×	○	
		市街化調整区域	○	○	
		その他の用途地域	×	○	
	農業地域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
		農用地区域	○	○	
	森林地域		×	○	森林法
		国有林	×	×	
地域森林計画対象民有林	×	○			
文化財保 護	史跡・名勝・天然記念物（国・県・市指定）		×	×	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	日高市文化財保護条例
			×	○	鶴ヶ島市文化財保護条例
			×	○	坂戸市文化財保護条例
			×	○	川越市文化財保護条例
景観保 全	風致地区	×	×	都市計画法	
	景観計画区域（一般課題対応区域）	○	○	埼玉県景観条例	
	景観計画区域（特定課題対応区域）	×	○		
	景観計画区域（景観形成推進区域）	×	×		

表 5.2-2 配慮されるべき地域とその分布状況

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域での該当の有無	該当
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、項目によって環境基準を上回る地域が存在する。	○
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域	対象事業実施区域及び周辺地域には、計画区域周辺には学校、病院、住居等が分布している。	○
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能	対象事業実施区域及びその周辺地域には、農業用水路が分布するが、対象事業実施区域は主にグラウンドであり、良好な保水機能を有する地域ではない。	×
	現状の地形を活かした土地の改変量抑制	現状の地形を活かした土地利用計画であり、大規模な土地の改変等を行わない。	×
	重要な地形、地質及び自然現象	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境	周辺地域には環境省レッドリスト及び埼玉県レッドデータブック掲載種の確認記録がある。	○
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保全上特に重要な地域	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避	対象事業実施区域はJR川越線の武蔵高萩駅周辺に形成されている市街地と、宅地と畑で形成される地区との境界に位置し、主にグラウンドとして土地利用されている。動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化はない。	×
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境	対象事業実施区域及びその周辺地域には分布しない。	×
	すぐれた自然の風景地等人が自然とふれあう場	周辺地域には日光街道の桜並木があり、人が自然とふれあう場が分布する。	○
	水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場	周辺地域には小畔川があり、堤体を散策できる。	○
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気	周辺地域には、埋蔵文化財包蔵地（王神遺跡等）が分布する。	○
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクル	法律等に準拠し、排出抑制及びリサイクルを推進する。	○
	温室効果ガス等の排出抑制	実行可能な範囲で温室効果ガスの排出を抑制した計画とする。	○
	温室効果ガスの吸収源整備	実行可能な範囲で温室効果ガスの吸収源を整備する計画とする。	○
一般環境中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	放射性物質の拡散・流出による影響	対象事業実施区域及びその周辺には、放射性物質が高い地域は分布していない。	×

注) ○：対象事業実施区域が該当する

△：対象事業実施区域は該当しないが周辺地域は該当する

×：調査対象地域（対象事業実施区域及びその周辺）地域は該当しない

5.3 対象事業の立地回避が困難な理由

5.3.1 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

「川越都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（埼玉県、平成 29 年 1 月 27 日）の基本理念においては、「高速道路ネットワークの整備による波及効果や地理的な優位性を活かし、産業の集積を図るとともに、雇用の場を確保し、地域の活力の源となる次世代が暮らしてみたいくなるような魅力あるまちづくりを進める。」とされ、「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（日高市、平成 28 年 6 月）の「【東部地区】地域別構想」においては、計画区域の周辺部において北側と東側が産業・工業系ゾーンに位置づけられ、西側が農業系地域に位置づけられている。

計画区域が所在する地域は、首都圏中央連絡自動車道と関越自動車道の結節点に位置し、2 つの IC が立地するほか、国道 407 号バイパスの整備が現在進むなど、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域であり、将来的には、国道 407 号バイパスの整備がより進み、自動車交通による利便性が更に高まることが期待されている。

5.3.2 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

計画区域は前項で示したように、高速道路ネットワークを活かした社会資本の活用や土地の有効活用のポテンシャルが高い地域である。

日高市は「日高市都市計画マスタープラン（改訂版）」（日高市、平成 28 年 6 月）において、計画区域及びその周辺については、圏央鶴ヶ島 IC に近接する立地条件を活かして、商業・業務、研究開発、物流、工業等の活用を進めていることから変更は困難である。

5.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 5.2-1 及び表 5.2-2 に示した内容を考慮し、本事業における影響の回避、低減について検討を行った。

本事業における影響の回避または低減措置は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討

区分	調査計画書作成までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮の方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域の敷地境界付近や工事用車両等の運行ルートには学校、病院、住居等が近接しているため、これら配慮が特に必要な施設への影響の回避又は低減に努める。 	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	生物多様性の確保等を目的として、緩衝緑地帯も整備し、周辺の樹林との連続性を持たせる。	<ul style="list-style-type: none"> 調査により保全すべき種の生息・生育環境が確認され、当該種の生息・生育環境が計画区域内にある場合は影響の回避、低減又は代償に努める。 	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	人と自然との豊かなふれあいの確保等を目的として、計画区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 計画区域内の植栽や道路等の公共施設の色彩等について、周辺景観との調和に努めていく。 進出企業には、周辺景観の調和のため、積極的な緑化と計画建築物の色彩の調和を促す。 	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	二酸化炭素の吸収源対策として、計画区域内に公園や緩衝緑地帯を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 進出企業には、温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源対策として、積極的な緑化を促す。 進出企業には、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生源対策として高効率な機器の導入、事務所の断熱、省エネルギー建築の促進、二酸化炭素排出量原単位が少ない低公害車の導入促進、マイカー通勤の抑制を促す。 	特になし
一般大気中の放射性物質について留意されるべき配慮事項	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 今後、一般大気中の放射性物質が高くなる場合には、必要に応じて影響への回避又は低減に努める。 	特になし

第 6 章 環境影響評価の受託者の名称及び所在地

6.1 受託者の名称

株式会社オオバ東京支店

6.2 代表者の氏名

支店長 一條 岳

6.3 主たる事務所の所在地

東京都千代田区神田錦町三丁目 7 番 1 号